

交通事故捜査処理要領（概要）  
（昭和47年 9月27日発交指第465号）

目次

- 第1章 総則（第1～第8）
  - 第1 目的
  - 第2 準拠
  - 第3 用語の意義
  - 第4 交通事故捜査の心がまえ
  - 第5 事故取扱い上の留意事項
  - 第6 幹部の事件掌握と指揮の徹底
  - 第7 資器材の整備
  - 第8 関係機関等のは握
- 第2章 現場措置（第9～第16）
  - 第9 事故の受理
  - 第10 幹部の現場指揮
  - 第11 現場臨場の義務
  - 第12 現場における応急措置
  - 第13 追加・変更報告および手配
  - 第14 死傷者の取扱い
  - 第15 現場保存
  - 第16 交通渋滞の解消
- 第3章 重大特異事故等の措置（第17～第19）
  - 第17 速報
  - 第18 重大事故等の応急措置
  - 第19 特異事故取扱い上の注意
- 第4章 実況見分（検証）の実施（第20～第31）
  - 第20 受傷事故防止
  - 第21 関係者取扱い上の留意事項
  - 第22 現場見分の基本的事項
  - 第23 関係者等の立会いと指示説明
  - 第24 現場見分等を要する事項
  - 第25 交通鑑識
  - 第26 関係地点の測定
  - 第27 現場写真の撮影
  - 第28 写真撮影の順序
  - 第29 写真撮影の対象
  - 第30 証拠物の採取と保管
  - 第31 死体の解剖等
- 第5章 実況見分調書の作成（第32～第34）
  - 第32 書式例の適用範囲
  - 第33 実況見分調書作成上の一般的注意事項
  - 第34 見取図の作成
- 第6章 当事者、関係者の取調べなど（第35～第41）
  - 第35 適用書式
  - 第36 被疑者の取調べ
  - 第37 被害者の取調べ
  - 第38 関係者の取調べ

- 第 3 9 雇用者等の責任追及
- 第 4 0 後届事故の捜査
- 第 4 1 物件事故が人身事故になった場合の措置
- 第 7 章 事件の指揮・管理（第 4 2 ~ 第 4 6）
  - 第 4 2 犯罪事件受理簿
  - 第 4 2 の 2 犯罪事件指揮簿
  - 第 4 3 犯罪事件処理簿
  - 第 4 4 捜査管理等の徹底
  - 第 4 5 交通事故報告書
  - 第 4 5 の 2 交通事故通知書
  - 第 4 6 証人出廷等のための記録
- 第 8 章 事件の送致等（第 4 7 ~ 第 5 2）
  - 第 4 7 送致の期日
  - 第 4 8 事件の送致
  - 第 4 9 行政処分資料の送付
  - 第 5 0 記録の点検・審査
  - 第 5 1 送致区分
  - 第 5 2 無罪事件等の検討
- 第 9 章 報告その他（第 5 3・第 5 4）
  - 第 5 3 関係者への教示
  - 第 5 4 報告など

付 記（実施時期）

- 第 1 実施時期
- 第 2 高速自動車国道北陸自動車道における交通事故捜査処理要領の適用

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この要領は、交通事故の取扱いについて、必要な事項を定め安全、迅速かつ、適正な捜査処理を図ることを目的とする。

### (準拠)

第2 交通事故の捜査にあたっては、犯罪捜査規範(以下「規範」という。)、司法警察職員捜査書類基本書式例(以下「基本書式例」という。)、交通事故事件捜査書類の特例書式の運用について(平成4年交指発第255号。)、ステレオカメラによる交通事故捜査処理要領(昭和60年交指発第154号)、ひき逃げ事件捜査要綱(昭和47年発交指326号)及び石川県地域警察運営に関する訓令(平成5年石川県警察本部訓令第7号)、その他関連する訓令・通達等に定めるところによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (用語の意義)

第3 この要領に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 交通事故(以下「事故」という。)車両等の交通に因り生じた人の死傷(以下「人身事故」という。)または物の損壊(以下「物件事故」という。)をいう。
- (2) 特別重大事故
- (3) 重大事故
- (4) 特異事故
- (5) 仮停止対象事故  
道路交通法第103条の2第1項各号に定める死傷事故をいう。
- (6) 死亡  
即死または事故が発生してから24時間以内に死亡した場合をいう。
- (7) 重傷  
30日以上加療を要する負傷をいう。
- (8) 軽傷  
30日未満加療を要する負傷をいう。

### (交通事故の心がまえ)

第4 交通事故の捜査にあたっては、次の心がまえをもってこれにあたらなければならない。

- 1 安全迅速な捜査を行うこと。
- 2 周到綿密な捜査を行うこと。
- 3 過失の認定に必要な証拠の収集につとめること。
- 4 正確不動の事実をは握すること。
- 5 被疑者等の供述を盲信せず、必ずその裏付け捜査をすること。
- 6 適正、合理的かつ、妥当な捜査処理をすること。

### (事故取扱い上の留意事項)

第5 交通事故の取扱いにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 冷静を保ち、誤解を招くおそれのある言動を慎むこと。
- 2 関係者の処遇に適正を期し、事故原因の真相の発見につとめること。

- 3 受傷事故の防止に、万全の措置を講ずること。
- 4 負傷者の救護、事故の再発防止など当面必要な措置をとるとともに、交通の回復をはかること。
- 5 物的証拠は、その所在地点および状況を、人的証拠は、つとめて多数をすみやかに確保すること。

(幹部の事件掌握と指揮の徹底)

- 第6 交通幹部は、指揮能力の向上につとめ個々の事件について、その都度報告を求めあるいは現場に臨み、事件の実態を掌握して必要な指揮指示を行わなければならない。
- 2 指揮指示をしたときは、要旨を指揮簿に記載し、常に捜査の進展状況を点検するなど適切な捜査運営にあたらなければならない。

(資器材の整備)

- 第7 警察署長および交通指導課長、高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、交通事故の捜査処理を迅速的確に行い、かつ、受傷事故の防止をはかるため交通整理用具、現場保存用具、記録用具等の事故処理資器材を常に整備しておかなければならない。

(関係機関等のは握)

- 第8 警察署長等は、救急病院その他の救護機関、電気、ガス、水道等の復旧作業機関、クレーン車の所有者等および危険物の排除機関等の名称、所在地、連絡方法をは握するとともに、これらの機関との協力体制を確保しておかなければならない。

## 第2章 現場措置

(事故の受理)

- 第9 交通事故を認知しまたは届出を受理した警察官は、迅速に要領よく次の事項を聴取し、警察署長、高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。次章において同じ)に報告しなければならない。
  - (1) 事故の種別(人身、物件、ひき逃げの別)
  - (2) 届出者の住居、氏名、年令、事故との関係および連絡方法
  - (3) 事故発生の日時、場所、目標物
  - (4) 死傷者の数およびその程度、損壊した物およびその状況
  - (5) 事故について講じた措置
  - (6) ひき逃げ事件の場合は、前各号のほか、逃走方向、運転者の人相、着衣、性別、車両の特徴、同乗者の有無等
- 2 電話通報により受理した場合は、届出人に対して現場にとどまるように協力を要請し、目撃者等の確保につとめなければならない。
- 3 交通機動隊勤務員が交通事故の発生を現認または認知したときは、事故の発生地を管轄する警察署長に通報するものとする。

(幹部の現場指揮)

- 第10 ひき逃げ事件、死亡事故、特別重大事故、重大事故、特異事故、仮停止対象事故、その他過失の認定上問題のある事故が発生したときは、幹部は必ず臨場し直接指揮にあたらなければならない。

(現場臨場の義務)

- 第11 交通事故を認知しまたは届出を受けた警察官は、管轄区の内外にかかわらず直ちに現場に臨場し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 交通捜査係が現場に到着したときは、当該事故についてとった措置および知り得た事実を確実に引き継ぎ、実況見分その他の捜査について協力しなければならない。

(現場における応急措置)

- 第12 現場に先着した警察官は、次の要領により迅速に適切な措置をとらなければならない。
- 1 当事者、目撃者、加害車両、被害車両等を確保し記録すること。
- 2 死傷者があるときは、直ちに救護措置をとるとともに病院に収容する等最善を尽くすこと。
- 3 事故の状況または死傷者の状態から、死傷者を移動させることが困難な場合は、すみやかに医師を現場に迎えるなどの措置をとること。
- 4 死傷者および関係車両をやむを得ず移動するときは、その位置、方向、状態および関係物件との関係位置を表示し記録すること。
- 5 ひき逃げ事件であるときは、負傷者の救護中であっても事情聴取できるときは、次の事項を迅速簡明に聴取しなければならない。
- (1) 当事者および関係者の住所、氏名
- (2) 加害車両の特定に必要な事項および逃走方向
- (3) 事故の原因および状況
- (4) その他捜査上必要な事項
- 6 前各項により講じた措置の記録は、別記様式第1号「交通事故現場記録票」を用いるものとする。

(追加・変更報告および手配)

- 第13 現場の観察、目撃者、参考人からの事情聴取などによってひき逃げ事件、または重要な新事実を発見しもしくは既報事項の誤りや手配上重要な事項を認知したときは、そのつど警察署長等に報告し、または通信指令室に通報して手配をしなければならない。

(死傷者の取扱い)

- 第14 死傷者の取扱いにあたっては、次の事項に留意しなければならない。
- 1 負傷者の救護措置を、他に優先して行うこと。
- 2 死者に対しては、礼を失しないように丁寧に取扱い人目にさらされないよう適宜の場所に安置し、すみやかに救急隊等の協力を得て病院に収容すること。
- 3 死亡しているか否かの判断は慎重に行い、重傷を死亡と即断し、または外傷がないことなどの理由から救護の時機を失することのないようにすること。
- 4 死傷者の家族に対しては、できる限りすみやかに負傷の程度、収容先等を通知し身元が判明しないときはすみやかに手配し身元の発見につとめること。
- 5 死傷者の所持品については、紛失、盗難防止に留意し、これを保管したときは確実に本人または家族に交付したうえ、記録しておかなければならない。

(現場保存)

第15 現場保存は、事故の規模、交通の状況などを考慮し、次によって行わなければならない。

- 1 衝突痕、印象痕、血痕、ガラス破片、塗膜片等の位置、当事車両の停止位置およびその状況を白墨等で表示し、できる限り現状の状態で保存すること。
- 2 資料が滅失、き損、変質、散いつのおそれがあるときは、機を失せずこれを収集し、その場所を表示して記録しておくこと。
- 3 立入り禁止、通行の禁止制限等の措置を行うときは、資器材を利用して明りょうに表示すること。
- 4 警察車両を駐車する場合は、交通混雑の原因にならないように場所を選定すること。

(交通渋滞の解消)

第16 交通渋滞が発生しまたは発生のおそれがある場合は、次の措置により解消につとめなければならない。

- 1 通行の禁止制限等の交通規制措置をとるとともに、第8に定める関係機関の協力を得て、危険物等の排除に努めること。
- 2 その場に居合わせた公衆に協力を求めるなど、適宜の措置をとること。
- 3 早期に解消できないおそれがあるときは、現場の広報のほか報道機関を通じて広報し、一般通行車両の協力を求めること。

### 第3章 重大特異事故等の措置

(速報)

第17 特別重大事故または重大事故(以下「重大事故等」という。)または特異事故の発生を認知した警察署長は、機を失せず警察本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、別記様式第2号「重大特異事故等発生報告書」によるものとする。

(重大事故等の応急措置)

第18 重大事故等の発生を認知した警察署長等は、規模に応じた数の警察官を現場に急行させ、第2章「現場措置」によるほか、現場責任者を指定して、次の措置をとらなければならない。

- 1 必要最小限度の交通規制を行い、報道機関に通報して広報につとめること。
- 2 一般通行車両、その場に居合わせた者の協力を求め、死傷者の救出につとめること。
- 3 前号の場合、病院等を指定してこれらの協力者との連絡方法を確認のうえ、収容人員等をは握すること。
- 4 電気、ガス、水道等の復旧作業機関、危険物の排除機関、その他の関係機関の協力を求め、被害の拡大防止に最善の方法を講ずること。

(特異事故取扱い上の注意)

第19 交通事故の取扱いにあたっては、厳正公平な態度で臨み、相手方当事者から誤解を招くことのないように留意しなければならない。

- 2 外交特権を有するものが当事者である場合は、現場における応急措置と

危険防止措置について、できる限り協力するよう要請するものとする。

#### 第4章 実況見分（検証）の実施

##### （受傷事故防止）

第20 別に定める「交通事故現場出動要員の配置ならびに装備資器材活用要領」により、受傷事故防止に万全を期するものとする。

##### （関係者取扱い上の留意事項）

第21 交通事故現場における関係者の取扱については、次の事項に留意しなければならない。

- 1 冷静を旨とし、言動を慎み適正を期すること。
- 2 過失の有無等事件の核心にふれる事項について、みだりに発言しないこと。
- 3 外国人等で、日本語を理解できないものであるときは、通訳する者の立会いを求めること。

##### （現場見分の基本的事項）

第22 現場見分にあたっては、次の事項を基本として行い、つとめて一般の交通に支障を与えないように配慮しなければならない。

- 1 迅速、正確、綿密に行うこと。
- 2 公平な態度で、事故原因を究明すること。
- 3 当事者、および目撃者を可能な限り立会わせること。
- 4 現場の状況と関係者の指示説明などに対応した、合理的な見分を行うこと。
- 5 有形資料と関係者の指示説明との関連性における矛盾点を究明すること。

##### （関係者等の立会いと指示説明）

第23 現場見分等には、原則として加害者、被害者、同乗者の立会いを求めるものとし、次に掲げる関係地点について指示説明を求めなければならない。

- (1) 相手側を最初に発見した地点
- (2) 危険を感じた地点
- (3) 避讓措置をとった地点
- (4) 衝突した地点
- (5) 停止、転倒した地点
- (6) 目撃者の位置
- (7) 関係物件などの位置、形状、方向、形態
- (8) その他、事件の状況に応じた地点

2 指示説明を求めるにあたっては、その範囲を超えた取調べにはならない。

3 指示説明が、現場の状況と矛盾する場合は、実験観察を行うなどその矛盾の解明につとめるとともに、その旨を実況見分調書に記載しておかなければならない。

4 外交特権を有する者であっても、できるだけ立会いを得るようにしなければならない。

(現場見分等を要する事項)

第24 現場見分等は、別表第1「実況見分実施項目」によって、事故発生当時の状況を明らかにしなければならない。

- 2 関係自動車の速度、ブレーキテスト、その他の実験観察を行うときは、当該区間の通行禁止制限措置を講ずる等、事故関係者や一般の交通に対する危険防止に注意しなければならない。

(交通鑑識)

第25 交通事故の重要性、複雑性、衝突痕の有無、故障または欠陥車の有無、その他関係物件について立証上問題があると認められるときは、鑑識あるいは、専門的知識を有する者の立会いを求めて見分を行い、または鑑定を依頼する措置をとらなければならない。

(関係地点の測定)

第26 関係地点の測定にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 ステレオカメラによる場合は、別に定める要領によること。
- 2 巻尺で測定するときは、たるみがないようにすること。特にスリップ痕等で曲線などになっている場合は、曲線どおり正しく測定すること。
- 3 衝突地点その他重要な地点は、付近の不動産または地点、不動産がないときは仮設の不動産からの位置、方向、距離を測定しておくこと。
- 4 関係当事者相互間の距離、および路側端からの位置等を正確に測定すること。
- 5 特に将来、紛争のおそれと考えられる衝突等の地点、その他重要な関係地点、およびこれらの地点を測定した距離などについては、立会人に明示しておくこと。

(現場写真の撮影)

第27 事故現場または証拠物等を撮影するにあたっては、捜査および公判維持の面から、次の措置を講じ証拠としての証明力の確保につとめなければならない。

- 1 必要がある場合、立会人を入れるか、または立会人の署名札を入れること。
- 2 証拠価値を害するような場所に、立会人・見物人を立たせたり、その他の物件をおかないこと。
- 3 タイヤ痕、塗膜片、その他の証拠物の大きさを正確に表すように巻尺、スケール等をおき、かつ、証拠価値を害さないように撮影すること。
- 4 色彩を立証する必要があるものについては、カラー写真による撮影すること。
- 5 撮影したときは、見取図にその地点を明示すること。

(写真撮影の順序)

第28 見分責任者は、補助者に写真の撮影をさせる場合、撮影の目的物、範囲、角度、証明力確保のための措置などについての的確な指示を行い、次の順序により撮影しなければならない。

- 1 まず、現場のありのままの状態を撮影すること。
- 2 現場見分等の進行状況等を考慮しながら行い、消滅、変化、散逸し易いもの、あるいは危険防止等のため早期に除去を要するものを、最初に撮影すること。



(写真撮影の対象)

第29 写真の撮影は、おおむね次に掲げるものについて、事故の態様により必要に応じて行わなければならない。

- 1 事故現場に、到着したときの現場の状況
- 2 現場の道路、交差点、その他見とおしの状況
- 3 建築物、信号機、道路標識、その他道路交通の附属物の状況
- 4 衝突時の状況(必要によっては、加害車と被害車を復元した状況)および衝突痕の状況
- 5 停止時の状況(移動しているときは、その状況)
- 6 スリップ痕、タイヤ痕、散乱物件等の状況
- 7 死者および傷者の状況
- 8 加害者が、危険を認知した地点から、被害者側を見た状況
- 9 その他、必要と認めるもの

(証拠物の採取と保管送付)

第30 証拠物の採取にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 採取前に、必ず写真撮影し証拠物の位置、状態を明らかにすること。
  - (2) 採取年月日時を記録すること。
  - (3) 立会人を得て、行うこと。
  - (4) 資料を破損、変質させないように、適切な方法で採取すること。
  - (5) 採取した資料は、乾燥した容器または包装紙に包み、符(記)号を付し必要事項を記入すること。
  - (6) 一見同類視されるものが、数個あるときは、別個に採取すること。
  - (7) やむを得ない事由で、変質が加えられたときは、その旨を記載しておくこと。
- 2 証拠物の採取が困難であり、または技術を要するものであるときは、鑑識課(係)員をして、これを採取させなければならない。
  - 3 採取した証拠物等は、変形、変質、滅失、紛失などしないように保管し、すみやかに鑑識課に送付して、鑑定しなければならない。

(死体の解剖等)

第31 死体について必要があるときは、死因の確認、損傷成因および損傷成因に関係ある痕跡等証拠の発見と保全のため、解剖しなければならない。

- 2 死体を解剖しないときは、医師の立会いを求めて死因、損傷の部位、状況等について実況見分(検証)を実施し、証拠の発見と保全につとめなければならない。

## 第5章 実況見分調書の作成

(書式例の適用範囲)

第32 実況見分調書の作成は、司法警察職員捜査書類基本書式例46号(以下「基本書式例46号」という。)並びに自動車等による業務上過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例(以下「特例書式若しくは簡約特例書式」という。)の特例書式第2号、第3号及び簡約特例書式第3号を用いるものとし、その適用範囲は、次の区分によらなければならない。

- 1 基本書式例46号(別記様式第3号)

- (1) 車両による業務上過失傷害事件で、被害者の受けた傷害の程度が3か月を超える事件及びこれに関連する道路交通法違反事件を含む。
  - (2) 車両による危険運転致死傷事件、業務上過失致死事件、重過失致死事件、過失致死事件およびこれに関連する道路交通法違反事件を含む。
  - (3) 特例書式若しくは簡約特例書式適用除外事件
  - (4) 故意による交通事故、その他特例書式若しくは簡約特例書式によることが、適当でないと認められる事件。
- 2 特例書式若しくは簡約特例書式  
平成10年5月19日付け金地企第145号「自動車等による業務上過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について」の金沢地方検察庁検事正の指示する事件

(実況見分調書作成上の一般的注意事項)

第33 実況見分調書を作成するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 見分(実験) 認識した事実をありのまま、秩序正しく記載すること。
- 2 文飾や抽象的な表現をさけ、他人が見てわかりやすいように記載すること。
- 3 空白欄には、不動文字化されている項目以外の最低必要事項のみを記載し、欄内に記載しきれないときは、別紙を補充して記載すること。
- 4 過失の有無の判断は、記載しないこと。

(見取図の作成)

第34 見取図を作成するにあたっては、次の要領によらなければならない。

- 1 原則として、200分の1の縮尺とすること。ただし、簡約特例書式の図面は必ずしも正確な縮尺によって記載することを必要としない。道路の形状に応じて相似形を作成し、車両、道路幅員、関係距離相互の比例を失わなければよい。
- 2 方位は、原則として北を上にする。
- 3 不動基点は、必ずその名称を記載すること。
- 4 関係地点の距離は、メートル法を用いること。
- 5 物件、自動車等の大きさは、縮尺と比例を失わないこと。
- 6 その他、鑑識図の作成例によること。

## 第6章 当事者、関係者の取調べなど

(適用書式)

第35 関係者の供述を録取するときは、所定の書式を用いなければならない。

- 2 前項に使用する書式例の区分は、第5章第32(書式例の適用範囲)に定める書式例の適用範囲によるものとする。

(被疑者の取調べ)

第36 被疑者の取調べは、現場見分等に基づきおおむね、次の事項について行わなければならない。

- (1) 本籍、出生地、住居、職業、氏名、生年月日
- (2) 運転免許証の種別、交付および取得年月日、運転経験
- (3) 前科等の有無(交通事故による前科、交通違反、刑事事件に関する前科)
- (4) 学歴、経歴(外国人については、登録先、登録年月日および番号)

- ( 5 ) 家族関係、資産、収入および生活程度
  - ( 6 ) 業務内容、事故発生前および当日の勤務、就業状況
  - ( 7 ) 事故当時の身体的状況、および心理状況
  - ( 8 ) 事故当時の車両の状況
  - ( 9 ) 事故発生前の現場の状況
  - ( 10 ) 事故発生時の模様
  - ( 11 ) 過失の所在、および関係法令違反の有無
  - ( 12 ) 過失の認容、およびその状況
  - ( 13 ) 事故発生後の措置
  - ( 14 ) 示談の状況
  - ( 15 ) その他、必要な事項
- 2 少年の被疑者を取調べるときは、必ず保護者を同伴させなければならない。

( 被害者の取調べ )

第 3 7 被害者の取調べは、おおむね、次の事項について、行わなければならない。

- ( 1 ) 住居、職業、氏名および生年月日
  - ( 2 ) 家族関係、および生活状態
  - ( 3 ) 運転免許証の種別、交付および取得年月日、運転経験
  - ( 4 ) 事故当時の心理、および身体障害の有無
  - ( 5 ) 事故当時の模様
  - ( 6 ) 事故発生後の状況
  - ( 7 ) 過失の認容、およびその状況
  - ( 8 ) 示談の状況
  - ( 9 ) 加害者に対する処罰の意思
  - ( 10 ) その他必要事項
- 2 被害者が幼児で取調べできないときは、次の事項について保護者を取調べなければならない。
- ( 1 ) 心身の異状の有無
  - ( 2 ) 注意力の程度
  - ( 3 ) 日ごろの行動
  - ( 4 ) 保護者の注意の程度と、その注意を守っていたかの有無
  - ( 5 ) 示談の状況

( 関係者の取調べ )

第 3 8 関係者の取調べは、おおむね次の事項について行わなければならない。

1 目撃者の場合

- ( 1 ) 住居、職業、氏名、生年月日
- ( 2 ) 当事者との関係
- ( 3 ) 事故発生時の状況
- ( 4 ) 事故の措置、その他必要事項

2 被害者の家族、保護者等の場合

- ( 1 ) 住居、職業、氏名、生年月日
- ( 2 ) 当事者との関係
- ( 3 ) 事故発生時の状況について、被害者から聞知した事実
- ( 4 ) 被害者の性格、注意力および身体的欠陥の有無
- ( 5 ) 示談の有無、その他必要事項

### 3 同乗者の場合

- (1) 住居、職業、氏名、生年月日
- (2) 当事者との関係
- (3) 事故発生時の状況
- (4) 事故発生後の措置
- (5) 加害者に注意義務の欠けたと認められる事情の有無、また過失を自認するような言動の有無
- (6) その他、必要な事項

#### (雇用者等の責任追及)

第39 当事者が、雇用運転者であるときは雇用者、運行管理者、安全運転管理者および車両の整備の責任を有する者の、道路交通法に定める義務違反の有無、当該交通事故に対する過失の有無についての端緒を発見するようにつとめ、その責任を追及しなければならない。

#### (後届事故の捜査)

第40 当事者が、道路交通法第72条第1項後段の措置をしないで、後日、人身事故として届出たときは、第4章および第5章ならびに本章各項の定めるところにより処理するものとし、受理するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 届出に係る交通事故により傷害を受けたものであるか。
- 2 交通事故の発生日時と、診断書記載の日付けに矛盾がないか。
- 3 車両は、届出に係る交通事故当時使用されていたものか。
- 4 当該車両の損傷の有無、あるとすればその部位、程度および修理の有無。
- 5 車両が、すでに修理されているときは、その修理先、またそれを証明する写真、書類があるか。
- 6 当該事故について、証言する者がいるか、いるとすればその者の住居、氏名、連絡方法および当事者との関係。
- 7 当該事故を、ただちに届出しなかった理由

#### (物件事故が、人身事故になった場合の措置)

第41 物件事故として、交通(反則)切符、または交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例様式第3号(以下「交通切符等」という。)によって処理した事故、もしくはこれらの処理をしなかった事故が、後日、人身事故として届出があったときは、次によって処理しなければならない。

- 1 交通事故発生報告書、交通切符等に基づき実況見分、当事者、関係者の取調べを行うこと。
- 2 交通反則切符によって処理されたものについては、反則金が仮納付されているか、交通反則通告センターに照会すること。
- 3 前号の場合、反則行為と結果の発生について因果関係があり、業務上過失傷害等で送致しようとするときは、反則金返還手続きを要請すること。
- 4 交通切符等が、すでに送致されているときは、当該事件の措置について検察庁と協議すること。

## 第7章 事件の指揮・管理

#### (犯罪事件受理簿)

第42 人身事故を認知して事故事実を確認したときは、当該事故に関する資料を交通事故業務管理システムに基づき入力し、同システムの端末機から出力印字された、別記様式第4号「犯罪事件受理簿」別記様式第4号の2「犯罪事件受理簿継続用紙」(以下「受理簿」という。)別記様式第4号の3「犯罪事件指揮簿(以下「指揮簿」という。)の統合様式(以下「受理簿等」という。)の受理番号欄に事故取扱い警察署等の名称および一連番号を付し、必要事項を記載して警察署長等に報告しなければならない。

2 関係者が3人以上ある場合は、別記様式第4号の2「犯罪事件受理簿継続用紙」を用いるものとする。

3 受理簿は、捜査資料、事故分析資料として活用するものとする。

(犯罪事件指揮簿)

第42の2 捜査主任官は、次に掲げる事項について指揮簿にその要旨を記載して指揮を受けなければならない。

- (1) 第一当事者及び第二当事者の法令適用に関する事項
- (2) 被疑者の取調べ、実況見分、捜索差押え、鑑定囑託等に関する事項
- (3) 事件送致に関する事項
- (4) 送致時の情状意見に関する事項
- (5) その他指揮を受けて処理した事項で記入を必要と認める事項

2 警察署長等は、前項の指揮をしたとき及び警察本部長指揮事件について指揮伺いをし、または指揮を受けたときは、その要旨を記載しなければならない。

(犯罪事件処理簿)

第43 人身事故について、その処理結果および処分結果を別記様式第4号の4「犯罪事件処理簿」(以下「処理簿」という。)に記載し、その経過を明らかにして保存するものとする。

2 被疑者が3人以上の場合は、別記様式第4号の5「犯罪事件処理簿継続用紙」を用いるものとする。

(捜査管理等の徹底)

第44 警察署交通課(係)長及び高速道路交通警察隊副隊長(以下「交通課長等」という。)は、次に掲げる事項に基づき、適正捜査推進のための捜査指揮・管理の徹底に務めなければならない。

2 人身事故については、別記様式第5号の2「交通事故捜査管理簿」に記載させ、個々の事故についてその捜査進捗状況等を確実に管理するとともに、個々の捜査員の負担の平均化等に務めなければならない。

3 被疑者その他関係者の取調べその他捜査のための呼び出しにあたっては、別記様式第5号の3「関係者呼出状況簿」に所要事項を記載させ、その状況を明らかにしておかななければならない。

4 長期未処理事案に該当する事故及びそのおそれのある事故については、別記様式第6号「交通事故長期未処理事件一覧表」に記載させ、その処理状況の把握管理と具体的指揮指導を行い早期処理に資すること。

5 長期未処理事件記録の保管管理にあたっては、別記様式第6号の2「交通事故事件記録保管表」を作成させ、未処理事件ごとに捜査書類を一括保管することとし、交通係長(高速道路交通警察隊にあつては小隊長)を保

管管理の責任者とする。

- 6 物件事故を受理した警察官は、その旨を警察署交通課（執務時間外にあっては当直）に必要事項を速報し、管轄内のものについては受理番号の通知を受けるものとする。

なお、交通課長等は、物件事故の速報を受理した職員に対して、管轄内の物件事故にあっては別記様式第6号の3「物件事故受理簿」に受理番号を確認させるとともに所要事項を記載させて、また、管轄外の物件事故にあっては、別記様式第6号の4「管轄外物件事故受理簿」に所要事項を記載させて、物件事故の発生状況の把握管理に務めなければならない。

#### （交通事故報告書）

- 第45 事故を取扱った場合（特例書式例適用事件および交通（反則）切符適用事件を除く。）は別記様式第8号（甲）「交通事故発生報告書」を作成し、警察署長等に報告しなければならない。ただし、物件事故については、すべて別記様式第8号（乙）「物件事故報告書」を作成しなければならない。

- 2 物件事故報告書は索引票を付して編冊保存するものとする。
- 3 物件事故が後日人身事故として届出があった場合は、該報告書を捜査の端緒として事件記録に編冊し、その旨を索引票に記載しておくこと。

#### （交通事故通知書）

- 第45の2 事故（人身、物件）を認知または、届出を受理した場合は、事案の内容、被害の大小を問わず別記様式第11号（甲）「交通事故通知書」を作成し、警察署長等に報告しなければならない。
- 2 関係者が3人以上の場合は、別記様式第11号（乙）「物件事故報告書継続用紙」を用いるものとする。
- 3 警察署長等は交通事故通知書を速やかに関係機関に送付するものとする。

### 第8章 事件の送致等

#### 第9章 報告その他

##### （関係者への教示）

- 第53 当事者間で、紛議が生じ警察の見解を求められたときは、客観的に知り得た事実を公正な立場で教示し、いやしくも過失の内容、程度について不用意な発言をしないように、注意しなければならない。